OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 内閣文庫蔵『舞楽雑録』と『教訓抄』 |
| Author(s) | 中原, 香苗 |
| Citation | 語文. 1995, 64, p. 37-50 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/68881 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 内閣文庫蔵『舞楽雑録』と『教訓抄』

中原香苗

## はじめに

中世に数多く存在したと考えられる楽書は、その中に同時代の説話集等と関連する伝承を含んでいることで注目される。しかしながら楽書についての研究は、近年徐々に深まりを見せてはいるものの、いまだあまり進んでいるとはいえない状況にある。最初の総合的楽書としての評価が与えられている書、天福元年（一二三三）南都興福寺属の楽人狛近真によって編まれた『教訓抄』については、翻刻等が存在し、それについての研究も見られるという点で他の楽書よりも進んでいるということができようが、それでも他の文学作品等とは比較にならないような状況である。

『教訓抄』は、はやく『続群書類従』に収められ、また山田孝雄氏の校訂による本文が『日本古典全集』に提供された。その後『日本思想大系』で植木行宣氏によって内閣文庫蔵本を底本として翻刻され、現在ではこれが一般に流布している。『教訓抄』の伝本は多数存在し[1]、前記の山田氏や植木氏によって解説がなされている。

『教訓抄』の伝本は、そのほとんどが近世に書写されたもので、近世以前のものとしては文保元年（一三一七）の識語をもつ神田喜一郎氏旧蔵巻十のみの零本、笙の家の楽人豊原量秋によって明徳年間（一三九〇～一三九四）に書写されたとみられる巻二、三、七のみの曼殊院所蔵本などごく少数しか存在していない[2]。その中で注目されるのが、次にあげた植木氏の紹介されたものである。

内閣文庫にいま一種興味ぶかい伝本がある。「舞楽雑録」と題して収められる上下二軸である。構成その他大きな差があり異本と称するのも躊躇されるが、鎌倉時代の書写本で、注目すべきものである[3]。

この『舞楽雑録』なる楽書については、その後『内閣文庫百年史』の中でも解説が加えられている。そこでは本書は「内容や曲目の順序も流布本とは著しく前後し異同が多いが、教訓抄の一異本として、この書（筆者注『教訓抄』を指す）の成立過程に位置するものであろう[4]」とされている。本書の叙述を『教訓抄』と比較してみると、前掲二書で指摘されるとおり構成等がかなり異なっているほか、『教訓抄』よりも叙述が少なくなっている記事や、あるいは『教訓抄』にはない記事も存在することが分かる。『舞楽雑録』の位置付けは、こうした『教訓抄』との相違点を検討した上でなされるべきであろう。

そうした観点から、本稿は『舞楽雑録』を『教訓抄』と対照した上でこの楽書の位置付けをこころみ、またその性格についても探ろうとするものである。

## 一　内閣文庫蔵『舞楽雑録』

前述のとおり『舞楽雑録』は、内閣文庫に収められる『教訓抄』の異本とみなされている楽書である。本節ではまず『舞楽雑録』の書誌について簡単に述べておくこととしたい。

『舞楽雑録』は、中御門家旧蔵本で二軸からなる巻子本である。両巻の題簽には「舞楽雑録　天」「舞楽雑録　地」とある。[5] 書名は『内閣文庫国書分類目録』には「教訓抄」と記され、[6]『内閣文庫百年史』でも「教訓抄　（舞楽雑録）」とされている。[7] また題簽は書写時に付されたものではなく後補されたものであるので、これは本来の書名ではないことになるが、本稿では『教訓抄』と比較検討する必要上、題簽にしたがってこれを『舞楽雑録』とよぶこととする。紙高は天巻が二九・七センチメートル、地巻が三〇・〇センチメートルで、墨界が施されている。後述するように、巻序はもと地巻・天巻の順であったと思われるので、少なくとも一度は改装がおこなわれたことが知られる。紙の継ぎ目に継ぎ目判（花押）があり、天巻と地巻のそれぞれ三箇所に「内閣文庫」の印記がみえる。

紙背には消息、文書類が書かれている。紙背文書中には判読不能なものも多いが、その中には南都の僧らしき人物などもみえるので、[8] この楽書は南都で記されたものかとも考えられる。文書の中には五種の年記がみえるが、『舞楽雑録』はそのうちもっとも新しい正元元年（一二五九）以降、すなわち『教訓抄』成立から約三十年を経た後に記されたものであることがわかる。

構成は、天巻が「菩薩・玉樹後庭花・賀殿・北庭楽・承和楽・一團嬌・武徳楽・河曲子・酒胡子・酒清子・羅陵王・新羅陵王・十天楽・最涼州」、地巻が「皇帝破陣楽・団乱旋・春鶯囀・胡飲酒・迦陵頻・菩薩」となっている。両巻とも巻首を欠いているが、天巻冒頭と地巻末尾の記事は『教訓抄』と比較すると、語句に多少の相異は見られるものの地巻・天巻の順で脱落なく続いている。したがって、『舞楽雑録』はもともと一まとまりのものであったと思われるが、あるとき切断され、そして恐らくは題簽を付された際に、巻序が誤られたものと推察される。

『舞楽雑録』の巻序が現在の地・天の順であったとすると、末尾は天巻の「最涼州」になるが、これは『教訓抄』の記事とほとんど一致している。すると『舞楽雑録』はもっと大部のものであったとも思われるが、もともとこの「最涼州」で終わっていた可能性も考えられる。

内容は、『教訓抄』と同じく楽曲の由来や奏法、また楽曲にまつわる伝承や記録などについてのものである。これと『教訓抄』との関係については次節以下で述べるので、ここではふれない。

## 二　『舞楽雑録』と『教訓抄』

『舞楽雑録』は『教訓抄』の異本と指摘されているが、『教訓抄』との比較はいまだ十分になされているとは言い難い。そこで本節では、『舞楽雑録』を『教訓抄』と比較し、その上で『舞楽雑録』の位置付けをこころみることとする。

『舞楽雑録』と『教訓抄』の内容を対照すると、次にあげたよう

表一

| 『舞楽雑録』 | 『教訓抄』 |
|---|---|
| 地 1 皇帝破陣楽 | 巻二2（巻首を欠く） |
| 2 団乱旋 | 巻二3 |
| 3 春鶯囀 | 巻二4 |
| ◎4 胡飲酒 | 巻四2 |
| 5 迦陵頻 | 巻四7 |
| 6 菩薩 | 巻四6 |
| 天 1 菩薩 | 巻四6 |
| 2 玉樹後庭花 | 巻三1 |
| 3 賀殿 | 巻一4 |
| ▽4 北庭楽 | 巻三19 |

| 『舞楽雑録』 | 『教訓抄』 |
|---|---|
| 天▽5 承和楽 | 巻三15 |
| ▽6 一團嬌 | 巻六30 |
| ▽7 武徳楽 | 巻六28 |
| ▽8 河曲子 | 巻六26 |
| ▽9 酒胡子 | 巻六32 |
| ▽10 酒清子 | 巻六31 |
| ◎▽11 羅陵王 | 巻一5 |
| ▽12 新羅陵王 | 巻六29 |
| ▽13 十天楽 | 巻六19 |
| 14 最涼州 | 巻六27 |

になる。

ここでは『舞楽雑録』を本来の巻序にもどしてその楽曲には番号を付し、その記事が『教訓抄』のどこに位置するかを示すため日本思想大系『古代中世芸術論』所収の『教訓抄』に付された番号をあわせてあげた。また右の表中の記号は『舞楽雑録』を『教訓抄』の記事と比較した場合の叙述の量について示したもので、◎は『教訓抄』より記事が増えているもの、▽は『教訓抄』に比して記事の量が少ないものを表わしている。

これを見ると、『舞楽雑録』では『教訓抄』とかなり構成が異なっており、ことに天巻において『教訓抄』よりも叙述が少ない傾向のあることがわかる。逆に地4「胡飲酒」、天11「羅陵王」では『教訓抄』よりも記事が多いことも気付かされるが、この点については後述する。記事の叙述についてみられる傾向をさらに詳細に検討するために、天10「酒清子」を『教訓抄』と対照してみると、

『教訓抄』巻六31

酒清司 拍子八 又六　古楽

此楽、入道左大臣殿御説ヲ伝ヘ給ハル云々。催馬楽合謂『眉刀

『舞楽雑録』

酒清子古楽

此楽、早物也。

自女』也。早物四々、加三度拍子。一説八拍子者、有時説。一説六拍子、則成説。有二喚頭一。故入道大臣御談曰、『酒清司』并『返鼻胡徳』之破、従レ本無二師説一吹レ之。其故者、是等皆催馬楽之歌也。『眉刀自女』『酒飲』也。音振聊不レ違故也。(9)

となる。『教訓抄』の記事で四角に囲んだ部分が、『舞楽雑録』にはない叙述である。右のような形からは、『教訓抄』が『舞楽雑録』から記事を増補した、あるいは逆に『舞楽雑録』が『教訓抄』から記事を抄出した、という両様の可能性が考えられる。

このことを考えるためには、『教訓抄』で著者の近真自身が「予」として登場する部分が『舞楽雑録』でどのように表されているかが参考となる。『舞楽雑録』では近真は合わせて四箇所に登場するが、そのうち三箇所では「近真」と実名で表記されている。残る地巻2「団乱旋」条に見えるもののみ、次の引用で波線を施したように、『教訓抄』と同じく「予」となっている。

予人数ナラズ侍モノニテ候ヘバ、無何テヤミ候ニキ云々。近真日記

ここで注意すべきは、二重傍線部に「近真日記」とあることである。これは『舞楽雑録』に登場する「予」が近真であることを明確にするために付された注であると同時に、この記事の出所が近真の著したものであることを示していると思われる。こうしたことは、先に考えた可能性のうちの後者、『舞楽雑録』が『教訓抄』から記事を抄出したのではないかということを示唆するものといえよう。

しかしここには『教訓抄』とはなくて、「近真日記」とある。これは何をさすものであろうか。楽書で「日記」というとき、文字通り日次の記を指す場合と、楽曲などについての種々の説を記した何らかの楽書を示す場合とがある。(11)「近真」を「予」としている先の引用部分の記事の内容は、承久二年の常楽会で奏された「団乱旋」の「中序」で、笛の奏者大神景賢が、二帖しかないはずの「中序」の三帖を演奏した際に、そこに居合せた舞人十人のうち、近真だけが「これは舞人を試みるために行われる『中序』の『三帖吹』である」と解して舞い始めたところ、他の舞人も無事「三帖吹」に対応することができた、しかしその後これは景賢の失敗であったことがわかった、というものである。この記事には所々に近真の感想めいたものが記されていることを考えると、その性格は日次の記というよりはどちらかといえば「団乱旋」の「中序」に関する一つのエピソードを記したものと見なすことができよう。するとこれは前掲の「日記」の後者にあたると思われる。とすれば、先の注記にみえる「近真日記」は近真が記した楽書、つまり『教訓抄』をさすものである可能性が高いということになろう。

また、『舞楽雑録』の楽曲のいくつかには、これが何らかの書から引用されたことを示す注記が存する。その注はそれぞれの楽曲の冒頭に記されており、地巻2「団乱旋」・3「春鶯囀」に「在乙」、4「胡飲酒」・5「迦陵頻」には「在丁」とある。『教訓抄』でのそれぞれの位置は、「団乱旋」「春鶯囀」が巻二、「胡飲酒」「迦陵頻」

加三度拍子。一説八々々。有時説。一説六々々、則成説。有喚頭。(10)

が巻四であることを考えると、『舞楽雑録』にみえる注記は『教訓抄』を巻一から順に甲・乙・丙・丁……としたものと一致している。

ところで、同一記事において『舞楽雑録』と『教訓抄』で最も異同が大きいのは「羅陵王」条なのであるが、実はこの『舞楽雑録』天11「羅陵王」条にも「委細在甲」との注記が存する（後掲の表の注1）。「羅陵王」は『教訓抄』では巻一に存するので、ここでの注記も『教訓抄』の巻を甲乙……と数えた場合と一致する。こうしたことからすると、『舞楽雑録』の各楽曲に付された注記は、『教訓抄』の巻序を甲乙丙丁……と数えた上で付したものではないか、と推測することができる。[12] そうすると、『舞楽雑録』は『教訓抄』を参照したのではないかという推測はより蓋然性をもったものになる。

さて、ここで『舞楽雑録』「羅陵王」条と『教訓抄』の記事を比べると、以下の表のようになる。

表二

| 『教訓抄』 | 『舞楽雑録』 |
|---|---|
| Ⅰ曲の構成 | ×＊1 |
| Ⅱ面のこと | ○ |
| Ⅲ曲の由来① | ▽ |
| ②a、蓮道譜云 | × |
| b、又云 | ○ |
| | × |
| | 小面の由来＊2 |
| | × |
| | 還城楽説話 |
| Ⅳ曲の舞様 | |
| 1乱序 | ○ |
| 舞の手 | ○ |
| 囀詞① | ×＊3 |
| ② | × |
| ③ | × |
| 2嗔序 | |
| 作法 | ○ |

| 『教訓抄』 | 『舞楽雑録』 |
|---|---|
| 口伝 | ▽ |
| 大鼓 | ○ |
| 上臈ニ授二進荒序一例 | × |
| 上臈以二御笛一地下輩ノ舞例 | × |
| 無笛笙許舞例 | × |
| 無二吹物一大鼓許ニテ舞例 | × |
| 5入破 | × |
| 舞作法 | ○ |
| 競馬・相撲・賭弓の作法 | × |
| 6種々の故実 | |
| 舞出入の作法 | ○ |
| 故実① | ○ |
| ② | × |
| ③ | × |
| 古記 | × |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 秘口伝 | | × | 旧譜 | × | × |
| 故実（大友成道の説話） | ○ | × | 博雅譜 | × | × |
| 口伝 | ▽ | ○ | 当曲勝事 | ○ | ○ |
| 3祢取 | ○ | | 面桴事 | ○ | ○ |
| 4荒序 | | | 桴事① | ○ | ○ |
| 舞作法 | ○ | | ② | × | × |
| 故実 | ▽ | | 当曲蒙二勧賞一例 | × | × |

＊1　「委細在甲」の注記あり　＊2　内容は曲の由来①②aとほぼ同文
＊3　「其詞注別」として囃の作法のみ記す

右の表中の×は記事のないことを表わし、○はほぼ同文であること、▽は『舞楽雑録』で記事が簡略になっていることを示す。

右表によれば、『舞楽雑録』には、『教訓抄』の記事の総数四十条のほぼ半数二十一条しか存在しない。これを『舞楽雑録』の側から考えれば、「羅陵王」についての詳細つまり「委細」は、『教訓抄』にあることになる。前掲注「委細在甲」の「甲」が『教訓抄』巻一を指すものであるとすると、まさに注記のとおり「委細」は『教訓抄』に存在するのである。したがって、この注についても『舞楽雑録』は『教訓抄』を参照したのではないかと考えることができる。このように楽曲に付された注記によっても、『舞楽雑録』は『教訓抄』を参照し、そこから記事を抽出したものであろうという推測を導くことができる。

以上、本節での考察により、『舞楽雑録』が『教訓抄』を抄出したものであることは、ほぼ認めてよいように思われる。それでは、『舞楽雑録』はどのような性格をもったものなのであろうか。次節では、そのことについて検討することとする。

## 三　『舞楽雑録』の性格

『舞楽雑録』の性格を考えるためには、『教訓抄』との相違点に注目すべきである。『教訓抄』との相違点としては、植木氏や『内閣文庫百年史』の指摘する構成の相違がある。『舞楽雑録』にのせられている楽曲は、『教訓抄』では、嫡家相伝の曲（巻一～三）・他家相伝の曲（巻四）・舞曲にない曲（巻六）に属する。前節表一に示したとおり、『舞楽雑録』はこれとは全く異なる構成をもっているので、『舞楽雑録』は『教訓抄』とは別の分類方法によっていると考えるべきであろう。

『教訓抄』と異なる分類方法としては、楽曲の属する調子によるものがある。この分類によって楽曲についての故実や奏法などを記している楽書には『仁智要録』『龍鳴抄』『続教訓抄』『楽家録』などがあり、楽曲の構成法としてはむしろこちらによるほうが一般的

であるとみてよいようである。『舞楽雑録』に記される楽曲の属する調子は、地1「皇帝破陣楽」～地5「迦陵頻」・天2「玉樹後庭花」～天10「酒清子」が壱越調、地6天1「菩薩」・天11「羅陵王」～天14「最涼州」が沙陀調であるので、『舞楽雑録』はおおむね調子ごとの分類によって記しているものと考えられる。

つまり『舞楽雑録』の構成は、『教訓抄』のように「嫡家」など家の意識をもったものではなく、より一般的であった調子ごとの楽曲分類によったものと推察されるのである。

ところで『舞楽雑録』にのせられる楽曲は、先に名前のみあげた平安時代末期に妙音院藤原師長によって編まれ、後世に大きな影響を与えた箏の楽譜『仁智要録』では、巻四・五に集中している。すると、曲の構成については、『舞楽雑録』はこの楽譜と近いといえる。とすれば『舞楽雑録』の構成は、あるいはこうしたものの影響と考えることができるかもしれない。

さて、『舞楽雑録』の傾向としては、前節でふれたように『教訓抄』の叙述よりも簡略になっていることがある。簡略な記述の性質は、例えば第二節で引用した「酒清子」では、この楽曲が催馬楽の「眉刀自女」に合うものであるという入道左大臣の説など催馬楽に関するものであることがわかる。また『舞楽雑録』天6「一團嬌」では、狛行高へ伝えられた笛の名手大神惟季の笛の説や、これが笛の名手である大神基政によって源基綱卿家[13]の琵琶譜から横笛に移されたものであることなど笛に関する部分が省略されている。

このように『舞楽雑録』においては、「酒清子」では催馬楽の「一團嬌」では笛に関する部分が省かれているのであるが、『舞楽雑録』全体でみると、例えば「一團嬌」では笛に関するものが省略されていたけれども、『舞楽雑録』にのせられている全ての楽曲で笛に関する叙述が省かれているわけではなく、どのような部分を省略するかは楽曲によって異なっている。[14]つまり『舞楽雑録』には楽曲によって異なるものの、何らかの楽説を省略しようとする傾向があるといえる。

そのほか『舞楽雑録』で省略されているものは、例えば次の「北庭楽」に見えるように、

天4「北庭楽」

北庭楽

『教訓抄』巻三19

北庭楽 小曲 新楽 有三四帖、拍子各十四。又北亭楽

大曲・中曲・小曲など曲の長さの別、新楽・古楽の別、曲の構成、拍子の数、別名など楽曲の基本的な事柄に属するものである。このうち新楽・古楽の別については記されているものもあるが、曲の構成や拍子の数、別名などは前節の表一で▽を付した天巻4～13では、全て存在しない。この天巻4～13のほとんどが『教訓抄』では巻六の「無二舞曲一楽物語」に存することを考えると、『舞楽雑録』は、舞曲がないものについては簡略に記そうとしていると思われる。そうすると、『舞楽雑録』は「舞曲」のある楽曲については、先にあげたような楽曲についての基本的事項を省略することなく記していると考えることが可能である。言い換えれば、『舞楽雑録』は「舞曲」をもつ楽に重点をおいて記しているのではないか、と推測することができるのである。このことと、先に検討した笛や催馬楽に関する説を省略する、という傾向を考え合わせると、「舞曲」のない曲の基本事項を記さないというのは、「舞曲」のある曲に記述の重点をおこうとの意図があってのものなのではないか、と推定す

ることが可能であろう。つまり『舞楽雑録』は、『教訓抄』と比して、舞をもたない曲や笛や催馬楽に関する楽説などをあまり重視せず、「舞曲」を中心に記そうとしたものとみなすことができるのである。

右での考察により、『舞楽雑録』は「舞曲」を中心に記そうとする傾向があるのではないかとしたが、「舞曲」についての記述のなかでも省略されているものがある。これは右の推測と矛盾するものだが、これをどのように考えるべきであろうか。「舞曲」に関する叙述に省略の見られるのは、『舞楽雑録』天巻1「菩薩」、11「羅陵王」にみえる「囀」の詞である。「囀」とは舞人が漢詩句を朗詠しながら舞うという舞の所作の一つで「詠」ともいう。[15]「菩薩」では、「其詞在別紙」と注して実際に朗詠される「詠」の詞句を記さない部分が二箇所に存し、「羅陵王」でも同様に「其詞注別」として、実際に朗詠される「囀」の詞句は記さず、そのかわりに「囀」の作法のみを記している。第二節で考察したように、『舞楽雑録』の楽曲に付される注記は、『教訓抄』を意識したものと思われるので、これらの注記にいう「別紙」「別」も『教訓抄』を示すものと考えてもよいように思われる。では、『舞楽雑録』はなぜ「囀（詠）」の詞を記さないのだろうか。

『続教訓抄』第七冊の「陵王ノ詠ハ、タヤスクスル事ナシ、公家ニテハ勅ヲ蒙リ、サラヌ所ニテハ、御定ヲカフリテスベキ事也」によれば、ここで問題にしている陵王の「囀」は特別に勅を蒙らずにはされることがなかった重要なものであったことが知られる。こうしたことからすると、この囀はいわゆる秘事に属するものではなかったか、と思われる。そう考えると、『舞楽雑録』が「囀」の詞を記さないのは、これを秘事と認め、その上でそれは『教訓抄』を参照すべきものである、と判断したからなのではないか、と推測することができよう。換言すれば、『舞楽雑録』は『教訓抄』を秘事を記すものとして位置付けようとしたのではないかと思われる。すると前節でふれた狛家相伝の秘曲である「羅陵王」条に「委細在甲」との注記をしてこの曲について詳しく記さないのは、『舞楽雑録』には『教訓抄』の秘事性を高めようとの意図が働いているためであると想定することが可能であろう。

ところで『舞楽雑録』では「囀」の詞に関して『教訓抄』に存する「三度囀手舞事、狛光時流外、他舞人不レ知レ之」という叙述も省略しているのだが、ここに登場する「狛光時」は『教訓抄』編者狛近真の曽祖父にあたり、舞譜を作した人物でもある。[16]このことと右での考察を考え合わせると、『舞楽雑録』が「囀」の詞を記さないのは、これが狛光時の流れすなわち狛家嫡流に伝わる秘事であるからである、ということになろうか。つまり、『舞楽雑録』は狛家嫡流を意識していると考えることができるのである。

そのほか『舞楽雑録』が省略しているものとしては、前節の表二でいえばⅣ4「上蔟ニ授二進荒序一例」「上蔟以二御笛一地下輩ノ舞例」「無レ笛笙許舞例」「無二吹物一大鼓許ニテ舞例」6「当曲蒙二勧賞一例」など実際の記録、あるいはⅣ6「種々の故実」での故実などがあるが、この点については後述する。

以上、『舞楽雑録』が省略していると思われる部分について考察を加えてきたわけであるが、『舞楽雑録』が改変を加えていると思われる箇所もある。それは「羅陵王」の面に関する記述である。その部分は、『舞楽雑録』と『教訓抄』では以下のようになっている。

『教訓抄』巻一 5「羅陵王」

面ニ有二一様一。一者武部様。黒眉八方荒序之時、用レ之。一者長恭假面様。小面云、光季家相伝宝物也。此曲ノ由来ハ

①通典ト申文ニ申タルハ、大面北斉ニ、蘭陵王長恭ト申ケル人、國ジヅメムガタメニ、軍ニ出給フニ、件王ナラビナキ才智武勇ニシテ形ウツクシクヲハシケレバ、軍ヲバセズシテ、偏ニ将軍ヲミタテマツラム、トノミシケレバ、其様ヲ心得給テ、仮面ヲ着シテ後ニシテ、周師金墉城下ニウツ。サテ、世コゾリテ勇、三軍ニカブラシメテ、此舞ヲ作。指靡撃刺ノカタチ、コレヲ習。コレヲモテアソブニ、天下泰平国土ユタカ也。

仍テ『蘭陵王入陣曲』ト云。

ア 此朝伝来様、未勘出。

イ 尾張連濱主ノ流ヲ正説トスル也。

②a 蓮道譜ニ云、此曲、沙門仏哲伝ヘ渡ス。唐招提寺留置也。

b 又云、脂耶国〔ニ〕一人王アリ。トナリノ国ノ王ト天子ヲアラソヒケル間ニ、彼王崩畢。其子即位シテ、ナヲアラソヒヤマザリケレバ、太子、王ノ陵ニ向ヒ給テナゲキ申サレ給ヒケレバ、忽墓内コエアリ、雷電シテ占二子王一云ク、「汝ナゲクコトナカレ」トテ、則現二此形一、赴二戦陣一。龍顔美鬚髯不レ異。日スデニクレニヲヨビテ、戦ヤブレヌベシ。爰父王、飛二神魂一日ヲ揺。仍蒼天午時成了。サテ合戦。如思国ヲウチトリテケリ。サテ、

『舞楽雑録』天11

面有二一様一。一者武部様。黒眉ハ八方荒序之時、用之。一者長恭假面様。小面名之。光季家寶物云々。

Ⅰ通典云、大面北齊〔国名〕ニ蘭陵〔所名〕王長恭静國之時用此面。仍陵王入陣曲ト云。

Ⅱ尾張連濱主流ヲ為正説。

Ⅲ又云、脂耶國王与隣國王二天子ヲアラソウ間ニ、彼王崩了。其子即位シテ猶アラソヒヤマズ。太子王ノ陵ニ向給テ歎申給ケレバ、タチマチニ墓内ニコエアリテ雷電占子王之、「汝ナゲク事ナカレ」トテ、則現此形、赴戦陣。龍顔美鬚髯不異。日スデニクレニ及テ戦ヤブレヌベシ。爰父王、飛神魂、日揺。仍蒼天午時成了。サテ、合戦。如思國ヲウチトリテケリ。サテ、ヨコゾリテコレヲ歌舞ス。名没日還午楽。雖無本文、所古老傳也。

Ⅳ小面由来、長恭ト申ケル人、國ヲシヅメムガタメニ軍ニ出給フニ、件王ナラビナク才智武勇ニシテ形ウツクシクヲハシケレバ、軍ヲバセズシテ偏ニ将軍ヲミタテマツラムトノミシケレバ、其様ヲ心エテ、假面ヲ著シテ後ニゾ周師金墉城下ニウツ。サテ、ヨコゾリテ勇、三軍ニカブラシメテ此舞ヲ作。指靡撃□ノカタチ、コレヲ習。コレヲモテアソブニ、天下泰平ニシテ、國土ユタカナリ。仍蘭陵王入陣曲云。

Ⅴ此朝伝来様、未勘出。

Ⅵ蓮道譜云、此曲、沙門仏哲伝渡。唐招提寺留置之。

世コゾリテ、コレヲ歌舞ス。名ニ『没日還午楽(モツジツクハンゴラクト)』。雖レ無ニ本文一、自ニ古者一伝也。

これを一見すると、『舞楽雑録』では『教訓抄』とは記事の構成が異なっていることがわかる。それぞれの構成を図示すると、

| 『教訓抄』 | 『舞楽雑録』 |
| --- | --- |
| 面二様・武部様・長恭仮面様（小面） | 面二様・武部様・長恭仮面様（小面） |
| ①（大面の由来、蘭陵王入陣曲の由来） | Ⅰ通典（大面の由来、陵王入陣曲の由来①） |
| ア本朝への伝来 | Ⅱ尾張濱主の流れを正説とする（①イ） |
| イ尾張濱主の流れを正説とする | Ⅲ「没日還午楽」の由来（②b） |
| ②a蓮道譜の説（仏哲による伝来） | Ⅳ小面の由来（蘭陵王入陣曲の由来①） |
| b「没日還午楽」の由来 | Ⅴ本朝への伝来（①ア） |
| | Ⅵ蓮道譜の説（仏哲による伝来②a） |

となる。なお『舞楽雑録』の（ ）内に記した丸囲みの数字などは、上段の『教訓抄』のものと対応している。

ここで注目すべきは同様の内容をもつⅠとⅣであろう。この部分の叙述をみると、『教訓抄』の引用文①の破線で囲んだのが『舞楽雑録』Ⅰ・Ⅳに共通する部分で、四角で囲んだのが『舞楽雑録』Ⅰ、波線で囲んだのがⅣという関係になっていることがわかる。そうすると、『舞楽雑録』Ⅰ・Ⅳは『教訓抄』①を分割したものであることになる。(17)

とすると、この部分の『舞楽雑録』の記事は、もともとは一まとまりの記事であった『教訓抄』の①をⅠとⅣに分割し、Ⅰには①イと②bを付し、Ⅳには①アと②aというように①を除いた残りの記事をそれぞれに付して『教訓抄』の記事を再構成したものということができよう。

『舞楽雑録』の記事の構成をこのように考えた場合、問題となるのはⅣの冒頭の二重傍線部に『教訓抄』①にはない「小面」とあることである。『舞楽雑録』のⅠとⅣを比較すると、ⅣのほうがⅠより叙述の量が多く、しかもⅣは①とほぼ同文であることがわかる。そうすると、『舞楽雑録』が①を分割して面の由来を語ろうとしたとき、その重点はⅣのほうにおかれていると考えられる。つまり『舞楽雑録』が『教訓抄』①の面の由来を分割したのは、実はⅣの「小面」の由来を語るためではなかったか、と推察されるのである。

『舞楽雑録』がその由来を語ろうとした「小面」は、先の引用文

の①以前の傍線部「長恭の仮面」である。しかし『教訓抄』①では原典の『通典』どおり「大面」とあり、「小面」とはない。『教訓抄』は①の直前で「小面」としながら、その由来を語る際にはこれを「大面」として「小面」とは記していないのである。『舞楽雑録』は、その矛盾を解消するために、『教訓抄』の①を分割することによって「小面」の由来を語る部分を作り出したのではないかと考えられる。ここで『舞楽雑録』ではⅣを語ることを主眼にしていたことを想起すると、先の引用文で波線を施した「光季家宝物」という記述が重要な意味をもってくる。この光季は『教訓抄』編者である狛近真の祖先にあたる狛家嫡流の人物である。すると「光季家宝物」とはすなわち狛家嫡流の宝物を意味することになり、したがって『舞楽雑録』がこの宝物の由来を説こうとしているのは、これが狛家嫡流を意識していることを意味するものといえよう。このことと先に「羅陵王」の「囀」の詞でやはり狛家嫡流への意識が見られたこととを考え合わせると、『舞楽雑録』は狛家嫡流と関わりの深いものであるといえるのではないか。

さて、本節では『舞楽雑録』が『教訓抄』を抄出する際に省略や改変を行った部分を検討することで『舞楽雑録』の性格を考えてきたが、以下では『舞楽雑録』には存在するが『教訓抄』には見えない記事、すなわち『舞楽雑録』において増補されたと思われる部分について検討することとする。

一つのまとまりをもった記事で『舞楽雑録』が増補したと思われるのは、天11「羅陵王」条と、地4「胡飲酒」条に存在する。以下にその部分の本文をあげる。

（1）「羅陵王」

或記云、陵王ノ母ハ歳百歳ニ成シトキ、子ヲモトメシカドモ、サラニ子ヲエザリキ。而大龍ノスム瀧ニウタレントキニ、懐任ス。其龍子ヲウム。其子、地ニウツブシテ面ヲモチアゲズ、人ヲミル事ナシ。ツイニ三年如此。母、大ニウラム。子ノ云、「母若我ヲ見給ハヾ可死故ニミエザルナリ。タトヒ面ヲミズトイフトモ、母ニケウツカマツルベキ物ナリ。」其身、火水弓箭ノコロスベキトコロニアラズ。即胡国ノ王ヲコロシテ其国ヲ領テ母ニ孝養ス。王ハ、カクレキテ人ニミエズ。世ノマツリ事ニヲキテハ、所従ウネベ千人アリ。其中ニ、抜頭トイフヲムナアリ。「大王ニマウス事アリ。我レアラハニ王ノマヘニツカマツル事アルベシ」トイフ。王イハク「若我ヲミバ、ナムヂシヌベシ。」女申請テ、アラハニツカマツル。抜頭ノヲトコニ還城楽トイフ。抜頭申テ云ク「還城楽、アラハニツカマツラムニタヘヌベシ」ト。又申請テ、アラハニツカマツル。

還城楽ハ、第一臣也。隣国ニ納曽利トイフアニヲトヽシテ、陵王ヲコロサムトシテ、数万ノイクサヲ率時、陵王、千両ノ金ヲ以テ桴ヲツクル。コレヲ以テ納曽利トタヽカウニ勝了。時ニ納曽利アニヲトヽノタマハク「胡国ヲ領ゼムトヲモフ。」還城楽ヲカタラヒテイハク「若陵王ヲコロサバ、我ハ胡国ノ王トナリテ、瑠離国ヲナムヂニユヅラム」ト云。時ニ還城楽、陵王ヲコロサムト思テ、クロガネノツチヲモチテ、陵王ノ頭ヲ打。ツチサムヾ〳〵ニクダケテ、カシラヤブレズ。陵王サラニヲドロカズ。還城楽、ヲソル、事カギリナシ。ホドロキテ陵王ノ云、「ナムヂ、ナニ心アリテ我ヲコロサムトスル。」還城楽、王ニ奏云上、件子細アリノマヽニ申。陵王云、「ナムヂ、我ニツカヘ

テ年久。ナムヂガ思ヲハタスベシ。我、左ノワキノシタニミスヂノ毛アリ。ソノフタツノ毛乃中ニ、ヲホキナルケヲヌキテ、ソノモノネハジヤナラム。コレヲコロセ。但、死後一由旬ノ石ノ城ヲツクリテコレニヲサムベシ。」

還城楽ニゲカクレヲハリヌ。又、抜頭ノ云「ナムヂ、我コトバヲキカズシテ、ナムヂモワレモ山野ニマヨフ。」納曽利、瑠離国ヲバオトヽニユズル。我ハ胡国ノ王ト成了。還城楽ヲコロサムトシテモトム。還城楽、陵王ノ所ノ石城ヘユイテ、城ヲタヽキテ申此由。陵王ノ云「ナムヂ、サラニ我ト共ニスベシ。」王、石城ヲフミヤブリテ、桴ヲ以テ日ヲカヽグル時ニ、桴ヲ以テ日ヲカヘシテタヽカウ。納曽利ニゲ畢。其後、又王ノ領ト成テ多年ナリ。

陵王之頌云

我等胡人　許還城楽　倒石如泥　返日為慶

「倒石如泥」ト云者、石城ヲ出シ時也。「許還城楽」云者、ワキノ毛ヲヌイテ悦シ時也。「還城楽」云者、陵王ノツカニ帰テ、タスケラレシヲ云。「我等胡人」ト者、納曽利トタヽカハザリシ以前ナリ。

此記尤不審ヽ。雖然、囀詞、相叶故ニ、注置之。

（2）「胡飲酒」

後見記云、或人語曰、「件定仲一家人々、会合而談云、『今度御堂供養ニ可舞胡飲酒之由、被仰下當身、珎事也。而此舞内秘事有哉否乎。』答云、『指無秘事云々。』重問云、『返事之趣頗無念也。サルニテモ、イカナル事カアル』ト被尋之處、又答云、『大鼓与鉦鼓之中ヲ出テ、舞臺ヲ見失テ行過テ後、立帰テ登舞臺コソ秘事』ト申侍云々。其時一家人々、入興テ、『サレバコソ』トイヒテ、今度、此手尤可舞之由、評定了。然者、急テ大鼓鉦鼓之間アケテ可出也。不然者、見人可謂失錯云々。件定仲ハ、サル無念人ニテ侍也。秘事ヲモテナサズ、無念ニ被答タリシ物カナ」ト、語侍シ事、今被思出、注加侍ナリ。

この二つの記事の性格を考えてみる。まず（1）の記事は、「或記云……」ではじまり、その末尾に「此記尤不審ヽ。雖然、囀詞、相叶故ニ、注置之」とあるので囀の詞に関わる話を記した「或記」を引用したものであることが知られる。この話の内容は、いわゆる「還城楽説話」とよばれるもので、『還城楽物語』『入鹿』に同種の説話がみえ、説話的興趣に富んだものである。[18]

（2）の記事は、承元二年の吉水院の御堂供養での胡飲酒の演奏で、大鼓と鉦鼓の間を通って舞台を通り過ぎ、その後舞台にもどって舞を舞った、という源定仲のとった行動が、秘事であったのか、それとも単なる失敗であったのか、ということを記した後にのせられているものである。これは「後見記」なるものからの引用で、内容は当日定仲の取った行動は一族協議の上でなされた秘事であった、というものである。この記事は定仲の行動の意味づけを行っているものと考えられるが、これも「羅陵王」条の記事と同様、話自体が興味深いものである。[19]

これら二つの記事に共通しているのは、いずれも「秘事」に関するものであること、説話的興趣に富む話であることであった。ここで、『舞楽雑録』で省略されていたのが実際の記録や故実などであったことを想起すると、『舞楽雑録』では実際の記録や故実、曲の

長さの別、新楽・古楽の別、曲の構成、拍子の数、別名などが省略され、説話的な話が増補されていることになる。こうしたことからすると、『舞楽雑録』は実際の記録や故実など楽人が必ず知っておかねばならない知識などにはさほど関心を示さず、ことに秘事に関して説話的なものを記そうという性質があるのではないかと考えられる。つまり『舞楽雑録』は、楽人にとっては有用な無味乾燥な実用的な知識よりも、話自体が面白い説話的なものを記すことに重点をおいたものといえよう。

以上、本節では『教訓抄』との相違点に注目することで『舞楽雑録』の性格を探ってきたが、その結果『舞楽雑録』は、舞曲について記そうとしたものであること、『教訓抄』の秘事性を強調しようとしたものであること、狛家嫡流を意識したものであるらしいこと、また無味乾燥な知識よりも説話的なものに興味を示しているものであることなどが明らかになったように思う。

さて、それではこのような性格をもつ『舞楽雑録』は、一体どのような人物の手になるものなのであろうか。その人物としては、本稿で指摘した舞曲に対する意識、狛家嫡流との関わりなどの点から、例えば『続教訓抄』を著した狛朝葛のような『教訓抄』編者狛近真の子孫にあたる狛家嫡流の人物を想定することができよう。これは『舞楽雑録』が南都で記されたものではないかとした第一節での推測と矛盾するものではない。

以上、本稿では内閣文庫に蔵される楽書『舞楽雑録』について主として『教訓抄』との関係を中心にして考察を加えてきたわけであるが、最後に『舞楽雑録』の本文の価値についてふれておく。

『舞楽雑録』は第一節で述べたように鎌倉時代末期に記されたものと考えられるので、その本文は『教訓抄』成立に近い時期の本文を伝えているといえよう。また日本思想大系所収の本文では他本によって補われている部分が、『舞楽雑録』には存在する箇所は枚挙にいとまがない。日本思想大系では、補われている本文の多くは大阪府立中之島図書館蔵本に拠っているとのことであるが、『舞楽雑録』はこの大阪府立中之島図書館蔵本のような比較的脱落の少ない善本によっていると思われる。『舞楽雑録』の本文には書写時の誤りとみられるものも存在するが、日本思想大系所収本では意味の通りにくい部分が、これを参照することによってその意味するところが明確になる部分もある。

これらのことを考え合わせると、『舞楽雑録』は現在まで知られている『教訓抄』の伝本のうちもっとも古く、しかも善本の本文を伝えているという点で、『教訓抄』の本文研究に資するところ大であるということができよう。

## おわりに

本稿では内閣文庫蔵の楽書『舞楽雑録』と『教訓抄』との関係を中心に考察を加え、その性格、作者、本文の価値などについて述べたが、この楽書が本稿で考察した通り『教訓抄』を抄出したものであるならば、これはまた同時に『教訓抄』成立に近い時期の『教訓抄』の享受をうかがわせるものであるともいえよう。ここではそのような問題にふれる余裕はないが、『舞楽雑録』はこの点においても有益な資料である。

最初にも述べたとおり、楽書に関する研究ははなはだ立ち後れているというのが現状である。本稿がその進展にささやかながらでも

貢献することができれば幸いである。

注

(1)『国書総目録』に収載されているものだけでも完本・零本あわせて三十二本を数える。

(2) 現在、どちらも重要文化財に指定されている。

(3) 日本思想大系『古代中世芸術論』(岩波書店、昭和四十八年)。

(4)『内閣文庫百年史』(国立公文書館、昭和六十年)。

(5) 植木氏は先の解題で「上下二軸」とされているが、題簽には「天」「地」と記されており、「上下」とはない。また両巻とも内題は存在しない。

(6) 同書「蔵書点描」七五。なお、書誌を記すにあたっては、これを参考にした。

(7) 印尊、恵海、真源など『鎌倉遺文』によって南都の僧であることを確認できる人物名が見える。

(8) 建久九年(一一九八)、宝治二年(一二四八)、建長二年(一二五〇)、建長六年(一二五四)、正元元年(一二五九)。

(9)『教訓抄』の本文は、日本思想大系『古代中世芸術論』(岩波書店、昭和四十八年)所収のものにより、適宜私に改めたところがある。

(10)『舞楽雑録』の本文には句読点はないが、適宜これをあてた。

(11) 後者の例としては、平安時代成立の楽書『龍鳴抄』上「蘇芳菲」に「くらべむまの行幸に是をす。船楽にもするによりて。日記に古楽としるしたり。」とあり、また『続教訓抄』第三冊「武徳楽」に「破拍子十二、初拍子八拍子、加三度拍子 諸家ノ日記ニ大旨絶タリトイヘリ」というものがある。

(12) あるいは、これは『舞楽雑録』が巻を「甲乙……」とする『教訓抄』の写本によったことを示していると考えるべきなのかもしれない。

(13) 思想大系本では「基繩」とあるが、「基綱」の誤りであろう。

(14) ただし、「酒清子」でみたような催馬楽に関する説については、『舞楽雑録』は『教訓抄』でそれについて記されている部分を全て省略している。

(15)『続教訓抄』第七冊に「或人云ク、舞楽ノ曲ニ、詠ト云事アリ、思ヲノブル儀ナリ、其心ヲロニノブルユヘニ、嘯トモ云ナリ」とある。

(16)『続教訓抄』第六冊に「凡左舞譜ハ祖師尾張濱主カ昔ヨリ侍ラサリケリ、……髪北小路判官光時童名玄珠歴ノ時ヨリ光季ノ嫡子ニナルユヘニ狛家嫡流ノ舞曲、涓疾ヲノコサスナラヒ伝フル間、彼所草ノ譜ヲ本トシテ自筆ニ是ヲ録セラレタリ、平舞、安摩、陵王等ナリ」とある。

(17)『舞楽雑録』のIでは「通典云」となっているが、『通典』では「大面出於北齊。蘭陵王長恭、才武而貌美。常著假面對敵。嘗擊周師金墉城下。勇冠三軍、齊人壯之。爲此舞以效。其指麾撃刺之容、謂之蘭陵王入陣曲。」となっている。『舞楽雑録』は一見漢文的な表現をしているが、そこにみえる「静国之時」という表現は、『通典』にはみえない。これは実は『教訓抄』の「国シヅメムガタメニ」を漢文的に表現したものであることがわかる。したがって『舞楽雑録』のIは、原典の『通典』を参照したものではなく、『教訓抄』の記述をもとに漢文化したものであるということができる。

(18)『舞楽雑録』の「還城楽説話」と『還城楽物語』『入鹿』との関わりについては、稿を改めて考察するつもりである。

(19) この事件は、他に『吉野吉永院楽書』にも見える。そこでもやはり定仲のとった行動が秘事か否かが問題とされ、「高名ノ秘事也。ヨク酒ニ酔タル心地也」と『舞楽雑録』のようにこの行動が秘事であった、とされている。また、この記事は、最近紹介された『教訓抄』の抄出再編本と目される宮内庁書陵部蔵『舞楽作法』(図書寮叢刊『伏見宮旧蔵楽書集成 二』所収、平成七年)にもみえる。『教訓抄』と本稿でとりあげた『舞楽雑録』と、この楽書との関連については興味深いものがあるが、この問題については別に論じることとしたい。

——本学大学院博士後期課程——